

5 年 保 存  
平成35年3月31日満了

F N o . - 01010802  
崎 広 ( 情 ) 第 16 号  
平成30年3月20日

各 部 長

殿

各 所 属 長

長 崎 県 警 察 本 部 長

個人情報保護に関する法律等に基づき長崎県公安委員会が処理する事業分野の個人情報取扱事業者等への対応について（通達）

平成27年9月9日に公布された個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号。以下「改正法」という。）及び平成28年10月5日に公布された個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成28年政令第324号。以下「改正令」という。）が平成29年5月30日から施行されることとなった。

この施行に伴い、改正法による改正後の個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び改正令による改正後の個人情報保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「施行令」という。）においては、個人情報取扱事業者等に関する監督権限が原則として法第59条第1項に規定する個人情報保護委員会（以下「個人情報保護委員会」という。）に一元化される等、所定の改正が行われたところである。

本県警察においては、「個人情報保護に関する法律第32条から第34条までに規定する主務大臣の権限の行使について（通達）」（平成27年10月26日付け崎務（文）第96号）及び「公安委員会が所管する事業に係る個人情報取扱事業者に対する指導について（通達）」（平成26年8月5日付け崎務（文）第50号）（以下「旧通達等」という。）により、国家公安委員会が所管する事業分野の個人情報取扱事業者に対して長崎県公安委員会が行うべき監督権限（報告の徴収、助言、勧告又は命令の事務）を行っていたものであるが、法の改正に伴い、監督権限の対象となる個人情報取扱事業者の範囲及び権限に属する事務が縮小されたことから、その取扱いを見直すこととしたので、事務処理上誤りのないようにしたい。

なお、旧通達等については廃止する。

#### 記

#### 1 都道府県公安委員会等が行うべき国家公安委員会の権限の概要

法第40条第1項により、個人情報保護委員会（個人情報の適正な取扱いの確保を図るため法に基づき設置された機関）は、個人情報取扱事業者（個人情報データベース等を事業の用に供している者（国等の機関を除く。）をいう。）に対して、法第4章第1節及び第2節の施行に関して必要があると認めるときは、当該個人情報

取扱事業者に対し、報告、立入検査、指導、助言、勧告、命令等の措置を行うこととされているが、当該措置のうち、国家公安委員会が所管する事業分野における個人情報取扱事業者（以下「監督権限の対象となる事業者」という。）については、必要な報告又は資料の提出の求め若しくは立入検査に限り都道府県公安委員会が行うこととされている。

## 2 対象事業者及び事務担当課

別表1「公安委員会所管事業者一覧表」のとおり。

## 3 監督権限の行使

別表1の事業者のうち、監督権限の対象となる事業者を所管する事務担当課は、法に基づく事業者の義務の履行に関し必要と認めるときは、当該監督権限の対象となる事業者から、必要な報告又は資料の提出の求め若しくは当該事業者に対する立入検査（以下「監督権限の行使」という。）を実施することができる。

なお、実施に当たっては、次のことに留意すること。

### (1) 必要な報告又は資料の提出の求め

ア 法第40条第1項に基づく必要な報告又は資料の提出の求め（以下「報告等の求め」という。）を行うことができるのは、法第4章第1節又は第2節に規定する事業者の義務の施行に必要な限度においてであること。

イ 報告等の求めを行うことができるのは、別表1の監督権限の対象となる事業者に限られること。

ウ 報告等の求めを行うことができるのは、個人情報の取扱いに関する事項に限られること。

### (2) 立入検査

ア 立入検査を行うことができるのは、別表1の監督権限の対象となる事業者に限られること。

イ 立入検査は、質問させ又は帳簿書類その他の物件を検査する方法により行うこと。

ウ 立入検査を実施する際は、実施する職員に身分を示す証明書を携帯させ、関係人の請求があったときは、これを提示させること。

エ 立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないこと。

## 4 警察庁等への報告

監督権限の行使に係る警察庁等への報告の流れについては、別表2のとおりである。

なお、報告に当たっては、次のことに留意すること。

(1) 監督権限を行使する必要があると認めるときは、事前に当該権限の行使を委任された事業分野を所管する警察庁の内部部局の課（課に準ずるものを含む。以下「警察庁委任事業所管課」という。）へ報告すること。

(2) 監督権限の行使に当たっては、表現の自由、学問の自由、信教の自由及び政治活動の自由を妨げることをしないようにすること。また、その他の基本的人権を侵害しないこと。

(3) 監督権限を行使したときは、法第44条第2項及び施行令第21条第3項に基づき、その結果を1か月ごとに警察庁委任事業所管課を通じて個人情報保護委員会に報告しなければならないこと。

(4) 監督権限の対象となる事業者から個人データ等の漏えい等事案が発生したとの報告を受けたときは、遅滞なく警察庁委任事業主管課へ報告すること。

## 5 適切な措置の求め

国家公安委員会が所管する事業分野のうち、権限を委任されていない事業分野の個人情報取扱事業者等に対して法第40条第1項の権限を行使する必要があると認めるときは、当該事業分野を所管する警察庁の内務部局の課（課に準ずるものを含む。以下「警察庁事業所管課」という。）の長は、速やかに個人情報保護委員会に対し適切な措置を取るべきことを求めることを警察庁総務課に報告することとなっている。

また、法第41条に規定する権限又は法第42条各項に規定する権限を行使する必要があると認めるときも同様とされている。

長崎県公安委員会において、当該求めを行う必要があると認めるときは、警察庁事業所管課を通じて警察庁総務課に報告することとなっているため、所管する事業分野の個人情報取扱事業者（別表1の2の事業者）において個人情報の取扱上問題がある事案を認知した事務担当課は、速やかに警務部広報相談課情報公開室（以下「情報公開室」という。）と協議の上、必要な対応を図ること。

## 6 認定個人情報保護団体に関する問合せ等への対応

### (1) 認定個人情報保護団体の概要

認定個人情報保護団体とは、個人情報の適正な取扱いの確保のために、民間団体による自主的な取組みを支援することを目的として大臣等の認定をうけた団体であり、当該認定に係る申請の受理、変更又は廃止の届出及び認定した旨の告示などの認定に関する手続並びに認定個人情報保護団体に対する報告の徴収、命令及び認定の取消し等の監督に関する事務は、個人情報保護委員会が行うこととなる。

### (2) 問合せ等に対する対応

個人情報取扱事業者から認定個人情報保護団体についての問合せ等があったときは、(1)についての説明を行った上で、個人情報保護委員会に問合せ等を行うよう教示すること。

## 7 その他の指導事項

1～6のほか、監督権限の対象となる事業者が個人情報の適正な取扱いを推進するよう、次の事項について指導すること。

なお、監督権限の対象となる事業者以外の長崎県公安委員会が所管する事業者又は法に規定する個人情報取扱事業者に該当しない事業者についても、必要に応じ適切な個人情報の取扱いに努めるよう指導又は助言を行うこと。

(1) 本人の事前の同意がない個人データの第三者への提供は、原則として禁止されていること（法第23条～第三者提供の制限）。

(2) 本人の事前の同意がない場合、個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱うことは、原則として禁止されていること（法第16条～利用目的による制限）。

(3) 偽りその他不正な手段による個人情報の取得は、禁止されていること（法第17条～適正な取得）。

## 8 情報公開室との連携

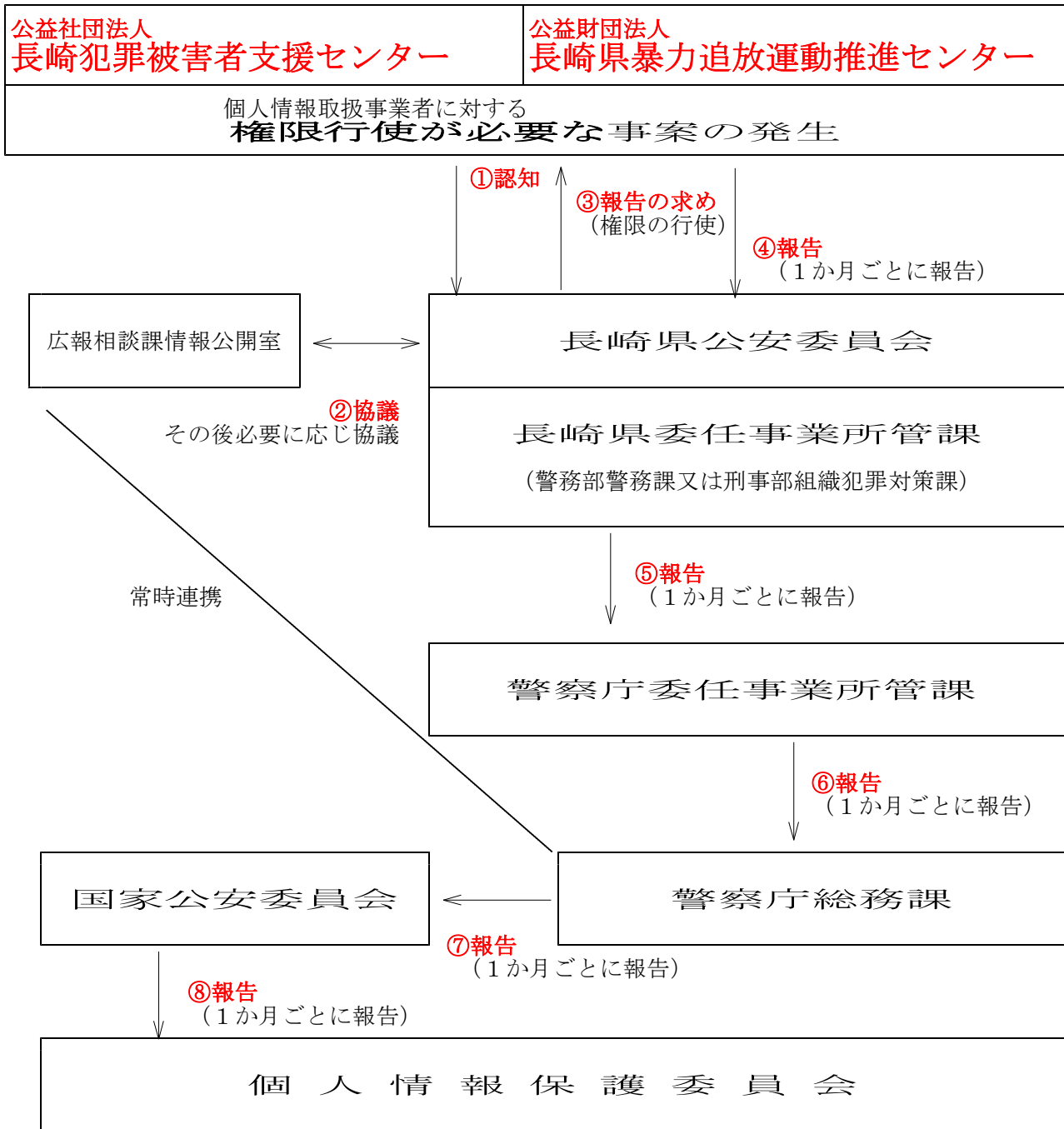
事務担当課は、4の警察庁等への報告を行う場合は、事前に情報公開室へ連絡すること。また、警察庁委任事業所管課から法の運用等についての通知があったときも同様とする。

別表1

## 公安委員会所管事業者一覧表

1 長崎県公安委員会の監督権限の対象となる事業者				
法	令	対 象 事 業 者 ( 所 )	事務担当課	
			課	係
		犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律	警務課	被害者支援係
		暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律	組織犯罪対策課	暴力団排除係
2 1以外の公安委員会所管事業者(個人情報保護委員会が監督権限を行使する。)				
法	令	対 象 事 業 者 ( 所 )	事務担当課	
			課	係
		自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合推進に関する法律	生活安全企画課	犯罪抑止対策係
古物営業法		古物商	生活環境課	営業第2係
		古物市場主		
		古物競りあっせん業者		
質屋営業法		質屋	生活環境課	営業第2係
警備業法		警備業者	生活環境課	営業第2係
探偵業の業務の適正化に関する法律		探偵業者	生活環境課	営業第2係
インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律		インターネット異性紹介事業者	少年課	企画指導係
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律		風俗営業者	生活環境課	営業第1係
		店舗型性風俗特殊営業を営む者		
		無店舗型性風俗特殊営業を営む者		
		映像送信型性風俗特殊営業を営む者		
		店舗型電話異性紹介営業を営む者		
		無店舗型電話異性紹介営業を営む者		
		飲食店営業者		
		興行場営業を営む者		
		特定性風俗物品販売等営業を営む者		
		接客業務受託営業を営む者		
銃砲刀剣類所持等取締法		指定射撃場の設置者及び管理者	生活環境課	保安係
		教習射撃場の設置者及び管理者		
		練習射撃場の設置者及び管理者		
		猟銃等保管業者		
自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律		自動車運転代行業者	交通企画課	安全係
道路交通法		確認事務の委託を受けるために長崎県公安委員会の登録を受けた法人	交通指導課	駐車対策係
		届出自動車教習所	運転免許管理課	技能試験係
		指定自動車教習所		教習係
		指定講習機関		講習指導係
		都道府県交通安全活動推進センター	交通企画課	安全係
	認定運転免許取得者教育を行う者	運転免許管理課	教習係	

### 1 権限行使が必要な事案発生時の報告の流れ



### 2 委任事業以外での漏えい事案等発生時の対応

